

天白区マスコットキャラクター「かぼっち」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、安心・安全で快適なまちづくり活動及び天白区のPRなど天白区の区政推進を目的とした取り組みに対して、貸し出しする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(申込書の提出)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」着ぐるみ使用申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）に必要な書類を添付して、名古屋市天白区長（以下、「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天白区役所または天白区役所が構成団体の一員となる実行委員会等の団体が使用するときは、この限りではない。

2 申込書は使用日の1ヶ月前（当該日が天白区役所の閉庁日の場合は直後の開庁日）までに提出するものとする。

3 申し込みは、使用の3ヶ月前から先着順に受け付けるものとする。但し、天白区役所または天白区役所が構成団体の一員となる実行委員会等の団体が使用する場合は優先とする。

(使用の制限)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当すると管理者が判断した場合は、着ぐるみの使用を承認しない。

(1) 特定の政治、思想、信条、宗教の活動に利用される場合

(2) 不当な利益を得るために利用される場合

(3) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で、支障となる場合

(4) 着ぐるみを使用マニュアルに従って使用しないとき

(5) 法令や公序良俗に反する場合

(6) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるとき

(7) 営業活動など、営利目的で使用するとき

ただし、社会貢献活動など公益或いは公共益に資する活動と認められる場合はこの限りでない

(8) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）

第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

- (9) 天白区のPRなど天白区政の推進に寄与するという趣旨に反する場合や、天白区若しくは名古屋市の品位を傷つける場合等承認することが不適当と認められる場合

（使用承認の通知）

第4条 管理者は使用者に対し、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」着ぐるみ貸出承認書（第2号様式、以下「承認書」という）により使用日の2週間前までに使用承認の通知を行う。

（着ぐるみの貸出期間等）

第5条 着ぐるみの貸出期間は2日間以内とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

- 2 着ぐるみの貸出については、直前の貸出との間隔を5日間以上空けることとする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（着ぐるみの受け渡し）

第6条 使用者による着ぐるみの受け取りは、使用日の前日・午後に行う。返却は、使用日の翌日・午前に行う。ただし、受取日及び返却日が閉庁日にあたる場合は、受取日については直前の開庁日・午後、返却日については直後の開庁日・午前とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第7条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 天白区マスコットキャラクター「かぼっち」着ぐるみ使用マニュアルを遵守し、適切に利用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時の屋外あるいは水辺で使用しないこと
- (6) 足場の悪い状態・場所での使用は避けること
- (7) 使用する前に、必ず管理者による取扱いの説明を受けること

(8) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承認の取り消し)

第9条 管理者は、使用者が第3条の各号のいずれかに該当することが判明した場合および第8条に定める事項を遵守しなかった時は、その利用の承認を取り消し、直ちに着ぐるみを返却させるとともに、その使用者への貸与は以後一切行わない。この場合、使用者に損害が生じても、名古屋市天白区役所は一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第10条 着ぐるみを破損した場合又は通常の使用による汚損を著しく超え、汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出の中止)

第11条 着ぐるみが著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、使用の申し込みがあった場合においても、使用者に事前連絡をし、貸出を中止する。なお、これにより使用者が被った損害等については、名古屋市天白区役所は一切補償しないものとする。

(免責事項)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、名古屋市天白区役所は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年2月10日から施行する。